LEGAL REPORT

「下請いじめ対策~下請法を中心として~」

2008.12.1



猪木・手島法律事務所 弁護士 猪 木 健 二

□弁護士登録 平成 4 年 4 月 (登録番号 22432)

□事務所設立 平成7年4月

口主な経歴

S39.07.03 岡山市生まれ

S58.03 芳泉高校卒

S62.03 岡山大学法学部卒

H01 司法試験合格

H02.04 司法研修所入所

H04.04 弁護士登録

H07.04 猪木法律事務所開設

H13. 岡山弁護士会住宅紛争

審査会・紛争処理委員

登録

H14.02.01 ~ 岡山県建設工事紛争 審査委員

H17.04. 岡山弁護士会副会長 H18.05. ~ 日弁連 ADR 委員会委

H18.08. ~ 手島弁護士と事務所合 併「猪木・手島法律事 務所」に

■ はじめに

下請代金支払い遅延等防 止法(いわゆる「下請法」) をご存知でしょうか。

親事業者による下請事業者に対する優越的地位の濫用行為を取り締まるために制定された法律です。

この法律は、2003年 に改正され規制対象範囲が 拡大されたこと、違反内為 者名が公表され るなど運用が強化されたこ とにより、パワーアッしょ れたと言ってよいでしょ う。

そこで、この法律を中心 に、下請いじめにあった時 の対応をご紹介いたしま す。

■ 下請法の対象となる下 請け取引とは何か

まず、御社の取引が、この法律の適用対象となる下請け取引に該当するのか否かを調べる必要があります。

適用対象となる下請け取引は、①事業者の資本金と、 ②取引の内容の両面から定められています。

①の詳細は省略しますが

資本金額が多い会社から少ない会社に依頼するという イメージで適用要件が定め られています。

②については、

「製造委託」

「修理委託」

「情報成果物作成委託」

「役務提供委託」

の4つの取引類型のいずれかに該当することが必要です。なお、「情報成果物作成委託」と「役務提供委託」は2003年改正で対象となりました。

以上、細かいことは、中 小企業庁のホームページに わかりやすい資料が掲載さ れていますので、参照して ください。

■ 親事業者の禁止行為

下請法は、親事業者の禁止行為を11項目定めています。この中で、比較的違反の多いもの、重要なものを重点的に説明します。

① 下請代金の減額 (第 4 条第 1 項第 3 号)

違反が最も多いのは、下 請け代金の減額とされてい ます。

一方的な代金を指定する 指値により通常支払われる 対価より低い金額で請け負 い代金を定めるなどがこれ に該当する可能性がありま す。

③ 購入・利用強制の禁止 (第4条第1項第6号)

親事業となるとの 下ののの親自等 がはどのでいる のの親自等が がすり にはおかないる のの親自等が がするない。 のの親自等が がするない。 のの親自等が がするない。 のの親自等が がするがする。 のの親自等が ができるがする。 はないるがまる。 はないるができる。 はないる。 はない。 はないる。 はない。 はないる。 はないる。 はないる。 はないる。 はない。 はないる。 はないる。 はないる。 はないる。 はないる。 はないる。 はないる。 はない。 はな ① 下請代金の支払遅延の禁止(第4条第1項第2号)

親事業者は物品等を受領した日(役務提供委託の場合は,役務が提供された日)から起算して 60 日以内に定めた支払期日までに下請代金を全額支払わないと下請法違反となります。

その他、以下の禁止行為が規定されています。

- ⑤ 受領の不当拒否の禁止 (第4条第1項第1号)
- ⑥ 不当返品の禁止(第 4 条第1項第4号)
- ⑦ 割引困難な手形の交付の禁止(第4条第2項第2 号)
- ⑧ 不当な経済上の利益の 提供要請の禁止(第4条第 2項第3号)
- ⑨ 不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止(第4条第2項第4号)
- ⑩ 下請法違反行為を公正 取引委員会又は中小企業庁 に知らせたことに対する報 復措置の禁止(第4条第1 項第7号)
- ・親事業者が下請け業者に有償で支給した原材料等

の対価を下請代金の支払期 日より早期に決済すること の禁止(第4条第2項第1 号)

■ 対策

これら、禁止行為違反に 困られたら次の対応策があ ります。

1)公正取引委員会に報告 する。岡山の場合は、以下 が相談の窓口です。

近畿中国四国事務所中国 支所 下請課

電話 082-228-1501

公正取引委員会は、 遠といる親事業者を公立を をしているのでは、 をしたがある。 をいるのでである。 をいるのででは、 をいるのでです。 をいるのです。

2)「下請けかけこみ寺」 で話し合いによる解決を図 る。

これは、平成20年4月 から開始された国の委託事 業です。各都道府県に登録 された約180名の弁護士 が、話し合いのあっせんを 行います。

岡山での連絡先は以下の とおり。

(財) 岡山県産業振興財団 電話 086-286-9670

受付時間 8:30 - 12:00

13:00 - 17:30

2008.12.1